

(証券コード4516)
2020年6月4日

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地



代表取締役社長 前川重信

第157期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましてはご自身のご健康に配慮いただきまして、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するように折り返しご返送いただくか、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- (1) 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前11時
- (2) 場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
日本新薬株式会社 本社
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)
- (3) 株主総会の目的事項
- 報告事項
- 第157期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第157期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

・2ページに記載の「新型コロナウイルスに関するお知らせ」もご確認ください。

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役会と会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した書類の一部であります。
- ・事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nippon-shinyaku.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、議決権の行使は書面又はインターネットで行い、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用・手指アルコール消毒・検温など感染予防措置を講じてまいります。ご協力いただけない場合には、入場をお断りすることもあり得ますので何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

また、本株主総会は感染拡大リスク軽減のため、開始時間を11時にし、内容を簡略化させていただきます。ご理解の程お願いいたします。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着

インターネットによる行使の場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前11時

詳細は次ページをご覧ください

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読み取り機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



[スマートフォンをご利用の株主様]

議決権行使書記載のQRコードを読み取ることで、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。（初回行使時限り。再行使時はID、パスワードの入力が必要となります。）詳しくは同封のお知らせをご覧ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料・通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

※ 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほか、あらかじめ申し込まれた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の株主の皆様への適切な利益還元につきましては、連結配当性向を35%前後とするとともに、EPS（1株当たり当期純利益）の増加により、1株当たり配当金の増加を目指します。

また、当社は企業価値の最大化を目指す基本方針に基づき、研究開発体制を強化して開発パイプラインの充実に取り組むとともに、グローバル事業の展開に適応した組織体制を構築し、激化する競争に耐え得る企業体制の整備を行うための投資と利益還元のバランスを考えながら、更なる経営基盤の強化に努めます。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきまして、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金43円 総額 2,896,209,788円

なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当43円と合わせ合計86円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日（月曜日）

第2号議案 取締役12名選任の件

本總會終結の時をもって社外取締役4名を含む取締役12名全員が任期満了となります。
つきましては、社外取締役4名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における 現在の地位および担当	取 締 役 在任年数	取締役会へ の出席状況	重要な兼職の状況
1	まえかわしげのぶ 前川重信 再任	代表取締役社長	15	100% (12回/12回)	
2	まつうら あきら 松浦 明 再任	常務取締役 研究開発 担当	10	100% (12回/12回)	
3	さ の しゅうぞう 佐野省三 再任	常務取締役 営業担当	5	100% (12回/12回)	
4	さいとう ひとし 齋藤 均 再任	取締役 サプライチェ ーン・信頼性保証担当	6	100% (12回/12回)	
5	こばやしけんろう 小林健郎 再任	取締役 機能食品担当	5	100% (12回/12回)	
6	たか や たか し 高谷尚志 再任	取締役 C S R ・ 経 営 管理担当	2	100% (12回/12回)	
7	えだみつたかのり 枝光平憲 再任	取締役 経営企画担当	2	100% (12回/12回)	
8	なか い とおる 中井 亨 再任	取締役 国際事業担当	1	100% (10回/10回)	
9	すぎうらゆきお 杉浦幸雄 再任 社外 独立	社外取締役	7	100% (12回/12回)	
10	さか た ひとし 坂田 均 再任 社外 独立	社外取締役	7	100% (12回/12回)	御池総合法律事務所パートナー 京セラ株式会社 社外監査役
11	さくらい みゆき 櫻井美幸 再任 社外 独立	社外取締役	3	100% (12回/12回)	花水木法律事務所共同経営 株式会社日本触媒 社外取締役 (予定)
12	わだよしなお 和田芳直 再任 社外 独立	社外取締役	1	100% (10回/10回)	大阪母子医療センター母性内科 非常勤医師

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	まえ かわ しげ のぶ 前 川 重 信 (1953年 1 月 18日)	1976年 4 月 当社入社 1992年 3 月 日本経営者団体連盟出向 2002年 4 月 経営戦略室経営企画部長 2004年 4 月 執行役員 2005年 6 月 取締役 2005年 6 月 経営企画、経理・財務、情報システム担当 兼経営企画部長 2006年 6 月 常務取締役 2007年 4 月 経営企画、経理・財務、情報システム担当 2007年 6 月 代表取締役社長（現任）	52, 200株
<取締役候補者とした理由> 1976年の入社以来、2002年から経営企画部長、2005年から経営企画、経理・財務、情報システム担当取締役、2006年から常務取締役、2007年から取締役社長（現職）を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営陣としてのリーダーシップも十分に発揮していることから、引き続き取締役候補者としました。			
2	まつ うら あきら 松 浦 明 (1953年 3 月 1 日)	1988年 4 月 当社入社 2004年 4 月 研究開発本部創薬研究所化学研究部長 2007年 4 月 研究開発本部医薬開発センター創薬研究所長 2008年 4 月 執行役員 研究開発本部創薬研究所長 2010年 6 月 取締役 2010年 6 月 研究開発担当兼研究開発本部長（現任） 2016年 6 月 常務取締役（現任）	13, 100株
<取締役候補者とした理由> 1988年の入社以来、2004年から創薬研究所化学研究部長、2007年から医薬開発センター創薬研究所長、2008年から研究開発本部創薬研究所長、2010年から研究開発担当取締役（現職）、2016年から常務取締役（現職）を務めるなど、研究開発部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	さ の しょう ぞう 佐 野 省 三 (1960年 7 月 14日)	1984年 4 月 当社入社 2008年 4 月 営業本部さいたま支店長 2010年 4 月 執行役員 営業本部営業推進統括部大阪支店 長 2013年 4 月 執行役員 営業本部首都圏統括部長 2015年 4 月 執行役員 営業本部長 2015年 6 月 取締役 2015年 6 月 営業担当兼営業本部長（現任） 2019年 6 月 常務取締役（現任）	6, 200株
		<p><取締役候補者とした理由> 1984年の入社以来、2008年からさいたま支店長、2010年から大阪支店長、2013年から首都圏統括部長、2015年から営業担当取締役（現職）、2019年から常務取締役（現職）を務めるなど、医薬品の営業部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者としました。</p>	
4	さい とう ひとし 齋 藤 均 (1955年 8 月 25日)	1978年 4 月 当社入社 2005年 7 月 生産管理・資材調達センター購買部長 2008年 4 月 研究開発本部研開企画統括部研開企画部長 2010年 4 月 執行役員 研究開発本部研開企画統括部長 2014年 6 月 取締役（現任） 2014年 6 月 サプライチェーン・信頼性保証担当（現任）	5, 900株
		<p><取締役候補者とした理由> 1978年の入社以来、2005年から生産管理・資材調達センター購買部長、2008年から研開企画部長、2014年からサプライチェーン・信頼性保証担当取締役（現職）を務めるなど、サプライチェーン・信頼性保証部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者としました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	こ ばやし けん ろう 小 林 健 郎 (1958年 5 月 26 日)	1982年 4 月 当社入社 2007年 4 月 営業本部京都支店長 2010年 4 月 執行役員 営業本部営業推進統括部名古屋支店長 2013年 4 月 執行役員 営業本部近畿・東海統括部長 2015年 4 月 執行役員 機能食品カンパニー副カンパニー長 2015年 6 月 取締役 (現任) 2015年 6 月 機能食品担当兼機能食品カンパニー長 (現任)	5, 200株
		<p><取締役候補者とした理由> 1982年の入社以来、2007年から京都支店長、2010年から名古屋支店長、2013年から近畿・東海統括部長、2015年から機能食品担当取締役 (現職) を務めるなど、医薬品の営業部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を機能食品部門においても有効的に活用しており、引き続き取締役候補者となりました。</p>	
6	たか や たか し 高 谷 尚 志 (1960年11月13日)	1984年 4 月 当社入社 2005年 4 月 営業本部マーケティング部長 2009年 4 月 営業本部営業企画統括部マーケティング部長 2010年 4 月 営業本部営業企画統括部医薬企画部長 2011年 4 月 営業本部営業企画統括部長 2012年 4 月 執行役員 営業本部営業企画統括部長 2018年 6 月 取締役 (現任) 2018年 6 月 C S R ・経営管理担当 (現任)	4, 100株
		<p><取締役候補者とした理由> 1984年の入社以来、1999年から東京支社経営情報部事業企画課長、2001年から経営戦略部課長、2003年から医薬企画部企画課長、2005年からマーケティング部長、2010年から医薬企画部長、2011年から営業企画統括部長、2018年からC S R ・経営管理担当取締役 (現職) を務めるなど、幅広い豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。</p>	
7	えだ みつ たか のり 枝 光 平 憲 (1963年 8 月 8 日)	1989年 4 月 当社入社 2011年 8 月 経営企画部長 2013年 4 月 執行役員 経営企画部長 2018年 6 月 取締役 (現任) 2018年 6 月 経営企画担当 (現任)	3, 500株
		<p><取締役候補者とした理由> 1989年の入社以来、2005年から経営企画部経営企画課長、2011年から経営企画部長、2018年から経営企画担当取締役 (現職) を務めるなど、経営企画部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
8	なか い とおる 中 井 亨 (1971年12月23日)	1995年4月 当社入社 2016年4月 事業企画部長 2018年4月 経営企画担当付 (NS Pharma) 2019年4月 国際事業統括部長兼国際事業統括部付 (NS Pharma) 2019年6月 取締役 (現任) 2019年6月 国際事業担当兼国際事業本部長 (現任)	3,400株
	<p><取締役候補者とした理由> 1995年の入社以来、2016年から事業企画部長、2018年から米国子会社NS Pharmaへ出向(現地法人の事業企画部長)、2019年から国際事業統括部長、その後国際事業担当取締役(現任)を務めるなど、海外事業における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者としました。</p>		
9	【社外取締役】 【独立役員】 すぎ うら ゆき お 杉 浦 幸 雄 (1942年2月3日)	1988年1月 京都大学化学研究所教授 1998年3月 英国マンチェスター大学薬学部客員教授 1998年4月 京都大学化学研究所長 2005年4月 京都大学名誉教授 (現任) 2005年4月 日本薬学会会頭 2007年4月 同志社女子大学薬学部特任教授 2013年6月 当社取締役 (現任) <当社社外取締役在任年数> 本総会終結時をもって7年になります。 <重要な兼職の状況> なし	1,700株
	<p><社外取締役候補者とした理由> 薬学者として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
10	<p>【社外取締役】 【独立役員】</p> <p>さか た ひとし 坂 田 均 (1953年1月22日)</p>	<p>1985年4月 京都弁護士会登録 1989年12月 井上・坂田法律事務所入所 1995年7月 御池総合法律事務所パートナー（現任） 1998年4月 京都弁護士会副会長 2010年2月 英国ケンブリッジ大学法学部客員研究員 2011年4月 同志社大学大学院司法研究科 (同志社大学法科大学院) 教授 2013年6月 当社取締役（現任） 2016年6月 京セラ株式会社社外監査役（現任）</p> <p><当社社外取締役在任年数> 本総会終結時をもって7年になります。</p> <p><重要な兼職の状況> 御池総合法律事務所パートナー 京セラ株式会社社外監査役</p>	1,700株
<p><社外取締役候補者とした理由> 弁護士として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			
11	<p>【社外取締役】 【独立役員】</p> <p>さくら い み ゆき 櫻 井 美 幸 (1964年12月15日)</p>	<p>1992年4月 司法研修所司法修習修了 1992年4月 大阪弁護士会登録 1992年4月 西村法律会計事務所入所 2003年5月 花水木法律事務所共同経営（現任） 2015年3月 公益財団法人日本生命財団監事（現任） 2016年4月 国立大学法人大阪大学監事（現任） 2017年6月 当社取締役（現任） 2020年6月 株式会社日本触媒社外取締役（予定）</p> <p><当社社外取締役在任年数> 本総会終結時をもって3年になります。</p> <p><重要な兼職の状況> 花水木法律事務所共同経営 株式会社日本触媒社外取締役（予定）</p>	100株
<p><社外取締役候補者とした理由> 弁護士として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
12	<p data-bbox="306 465 503 518">【社外取締役】 【独立役員】</p> <p data-bbox="306 526 503 594">わ だ よし なお 和 田 芳 直 (1950年12月25日)</p>	<p data-bbox="526 213 1146 677"> 1975年7月 大阪大学医学部附属病院入職 1981年11月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科 1989年10月 医学博士号（大阪大学）取得 1991年4月 大阪府立母子保健総合医療センター研究所代 謝部門部長 1998年4月 大阪府立母子保健総合医療センター研究所長 2011年4月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科 部長兼研究所長 2014年4月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科 主任部長兼研究所長 2016年4月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科 非常勤医師 2017年4月 大阪母子医療センター母性内科非常勤医師 (現任) 2018年4月 横浜市立大学客員教授 2019年6月 当社取締役（現任） </p> <p data-bbox="526 707 1146 760"> <当社社外取締役在任年数> 本総会終結時をもって1年になります。 </p> <p data-bbox="526 790 1146 843"> <重要な兼職の状況> 大阪母子医療センター母性内科非常勤医師 </p>	0株
<p data-bbox="306 873 1274 957"> <社外取締役候補者とした理由> 医師として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の 経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としてしました。 </p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社では、独立社外役員の「独立性判断基準」（15ページ参照）を定めております。
当社ウェブサイト「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（別紙2）
(https://www.nippon-shinyaku.co.jp/file/download.php?file_id=2525)
本議案における社外取締役候補者各氏は、すべてこの基準を満たしております。
このほか、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、杉浦幸雄氏、坂田均氏、櫻井美幸氏、和田芳直氏と、同法第423条第1項に定める取締役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- (2) 当社は、杉浦幸雄氏、坂田均氏、櫻井美幸氏、和田芳直氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 向井英也氏および近藤剛史氏が任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次ページのとおりであります。

(ご参考) 選任後の監査役会の構成 (予定)

候補者 番号	氏 名	当社における 現在の地位	監査役 在任年数	取締役会へ の出席状況	監査役会へ の出席状況	重要な兼職の状況
—	まつうちもり お 松浦守生	常勤監査役	1	100% (10回/10回)	100% (12回/12回)	
1	くわばらけんじ 桑原健誌 新任	参事国際事業本部 副本部長	—	—	—	
2	こんどうつよし 近藤剛史 再任 社外 独立	社外監査役	4	100% (12回/12回)	100% (16回/16回)	近藤総合法律事務所 所長 泉州電業株式会社 社外取締役
—	まるやますみたか 丸山澄高 社外 独立	社外監査役	1	100% (10回/10回)	100% (12回/12回)	丸山澄高税理士事務所 所長 ユニチカ株式会社 社外監査役

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	<p>【新任】</p> <p>くわ ぼら けん じ 桑 原 健 誌 (1958年3月4日)</p>	<p>1983年4月 当社入社 2004年10月 研究開発本部創薬研究所生物研究部長 2008年4月 研究開発本部核酸事業統括部核酸事業推進部長 2010年1月 研究開発本部創薬研究所東部創薬研究所長 2012年4月 研究開発本部事業企画統括部事業企画部長 2016年4月 北京事務所首席代表 2019年4月 参事国際事業統括部北京事務所首席代表 2019年6月 参事国際事業本部北京事務所首席代表 2020年4月 参事国際事業本部副本部長（現任）</p> <p>＜監査役候補者とした理由＞ 1983年の入社以来、2004年から創薬研究所生物研究部長、2008年から核酸事業推進部長、2010年から東部創薬研究所長、2012年から事業企画部長、2016年から北京事務所首席代表を務めるなど、当社の監査役として相応しい経験と能力を有していると判断し、監査役候補者となりました。</p>	6,700株
2	<p>【社外監査役】 【独立役員】</p> <p>こん どう つよ し 近 藤 剛 史 (1963年11月19日)</p>	<p>1993年4月 司法研修所司法修習修了 1993年4月 弁護士資格取得 1993年4月 近藤千秋・剛史法律事務所勤務 2001年4月 近藤総合法律事務所所長（現任） 2003年4月 弁理士登録 2010年4月 関西大学大学院法務研究科特別任用教授（現任） 2016年6月 当社監査役（現任） 2018年1月 泉州電業株式会社社外取締役（現任）</p> <p>＜当社社外監査役在任年数＞ 本總會終結時をもって4年になります。</p> <p>＜重要な兼職の状況＞ 近藤総合法律事務所所長 泉州電業株式会社社外取締役</p> <p>＜社外監査役候補者とした理由＞ 弁護士として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、当社の企業経営の健全性、透明性およびコンプライアンスの向上のための助言を行っていただけると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。</p>	500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社では、独立社外役員の「独立性判断基準」(以下参照)を定めております。
当社ウェブサイト「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(別紙2)
(https://www.nippon-shinyaku.co.jp/file/download.php?file_id=2525)
本議案における社外監査役候補者近藤剛史氏は、この基準を満たしております。
このほか、社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、近藤剛史氏と、同法第423条第1項に定める監査役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- (2) 当社は、近藤剛史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

*「独立性判断基準」

当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役)およびその候補者が以下の項目の何れにも該当しない場合、十分な独立性を有しているものと判断します。

- (1) 現在および過去の当社(子会社を含む。以下同じ)の業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
- (5) 当社の大株主またはその業務執行者
- (6) 当社から多額の寄付を受けている者(法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者)
- (7) 上記(1)から(6)までの何れか重要な者の近親者

*注記

- (1)～(6)「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、その他これに準じるものおよび使用人
- (2)「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度の取引額が当社の連結売上高の2%を超える取引先
- (3)「当社を主要な取引先とする者」とは、相手にとって当社が主要と言う意味で、直近事業年度の取引額が相手の連結売上高の2%を超える取引先
- (4)(6)「多額」とは、1千万円超かつ相手の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることを言う
- (5)「当社の大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を有する株主
- (7)「重要な者」とは、部長格以上の業務執行者、「近親者」とは、配偶者または2親等以内の親族

以上

(添付書類)

第157期 事業報告

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続き緩やかな回復基調にありましたが、消費税率の変更に加え新型コロナウイルス感染症の影響から減速傾向が強まり、先行き不透明な状況が続いています。

当企業集団を取り巻く医薬品業界においては、後発品の使用促進策等、医療費抑制策のための諸施策が推進され、厳しい環境下にあります。

機能食品事業は、健康志向の高まりにより機能性食品へのニーズは強いものがありますが、節約志向による家計消費の伸び悩みや、運送コストや人件費の上昇、企業間の競争の激化等、厳しい事業環境が続いています。

その結果、当企業集団の業績は、肺動脈性肺高血圧症治療剤「ウプトラビ」のマイルストーン収入があった前期に比べ工業所有権等収益は減少したものの、国内医薬品新製品群の伸長に加え、共同販促収入等が寄与し、売上高は1,166億3千7百万円と対前期比1.7%の増収となりました。利益面では、薬価改定等による売上原価率の上昇はあったものの、増収等により、営業利益は216億6千8百万円と対前期比5.0%の増益、経常利益は224億4千2百万円と対前期比4.2%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は168億6千6百万円と対前期比3.5%の増益となりました。

セグメントの概況

(医薬品事業)

医薬品事業では、マイルストーン収入の反動による工業所有権等収益の減少や薬価改定の影響を受けたものの、CD20陽性の濾胞性リンパ腫治療剤「ガザイバ」、骨髄異形成症候群治療剤「ビダーザ」、
「ウプトラビ」、前立腺肥大症に伴う排尿障害改善剤「ザルティア」等が伸長しました。加えて2019年9月に販売を開始した肝類洞閉塞症候群治療剤「デファイテリオ」が寄与し、売上高は1,016億4千3百万円と対前期比1.4%の増収となりました。

(機能食品事業)

機能食品事業では、プロテイン製剤、品質安定保存剤等の売上が増加し、売上高は149億9千4百万円と対前期比3.5%の増収となりました。

研究開発活動

(国内開発状況)

- ・デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤「NS-065/NCNP-01（製品名：ビルテプソ®、一般名：ビルトラルセン）」については、2019年9月に承認申請を行い、2020年3月25日に承認されました。本剤は、2015年10月に厚生労働省より「先駆け審査指定制度」の対象品目、2019年8月に希少疾病用医薬品として、また2019年10月に条件付き早期承認制度対象品目として指定されました。現在グローバル第三相試験を実施中です。
- ・「NS-304（一般名：セレキシパグ）」については、慢性血栓塞栓性肺高血圧症を対象とした第三相試験を、アクテリオン ファーマシューティカルズ ジャパン株式会社と共同で実施中です。同効能・効果については、2016年6月に厚生労働省より希少疾病用医薬品の指定を受けました。また閉塞性動脈硬化症を対象とした後期第二相試験を、日本新薬が単独で実施中です。さらに腰部脊柱管狭窄を対象とした前期第二相試験を、日本新薬が単独で2018年2月より実施中です。
- ・鉄欠乏性貧血治療剤「NS-32（一般名：デルイソマルトース第二鉄）」については、2016年12月にファーマコスモス社（デンマーク）から導入し、2019年3月より、第三相試験を開始しました。
- ・難治てんかん（ドラベ症候群およびレノックス・ガストー症候群）治療剤「ZX008」については、2019年3月にゾゲニクス社（米国）から導入し、ゾゲニクス社が第三相試験を実施中です。
- ・子宮内膜症治療剤「NS-580」については、2017年7月より前期第二相試験を実施中です。
- ・「NS-17（一般名：アザシチジン）」については、2018年1月より急性骨髄性白血病を対象とした第二相試験を実施中です。
- ・二次性急性骨髄性白血病治療剤「NS-87」については、2017年3月にジャズ・ファーマシューティカルズ社から導入し、2019年8月より第一/二相試験を開始しました。
- ・再発・難治性急性骨髄性白血病治療剤「NS-917」については、2017年3月にデルタフライファーマ株式会社（徳島市）より導入し、開発準備中です。

(海外開発状況)

- ・合成抗菌剤「プルリフロキサシン」については、中国において導出先のリーズ・ファーマ社（香港）が第三相試験を終了し、2017年9月に承認申請しました。
- ・「NS-065/NCNP-01（一般名：ビルトラルセン）」については、米国において第二相試験を実施し、2019年2月より段階的承認申請を行い、9月に完了、2020年2月に受理されました。本剤は、FDAより2016年10月にファストトラック指定を受け、さらに2017年1月にはオーファンドラッグ指定および希少小児疾患指定を受けました。
- ・「NS-304」については、慢性血栓塞栓性肺高血圧症を対象とした第三相試験を導出先のジョンソン・エンド・ジョンソン社（米国）が2019年3月より開始しました。
- ・骨髄線維症治療剤「NS-018」については、米国において次試験を準備中です。

(2) 設備投資の状況

設備投資額	25億円
主たる内容	小田原総合製剤工場製造設備更新、情報システム更新

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、医療制度の抜本改革、技術革新の進展、業界再編など変化の激しい経営環境の中、ヘルスケア分野で社会になくなくてはならない事業体として、社会から信頼され、評価される組織、すなわち「ヘルスケア分野で存在意義のある会社」になることを強く意識して、その実現を目指しています。2019年度からスタートした第六次5ヵ年中期経営計画では、今までに築き上げてきた経営基盤をベースとして、持続的な成長基盤を強固なものにするために『6つの取り組み』（(1) 研究開発を通じた新しい価値の創造、(2) グローバル事業の推進、(3) ESG経営への取り組み強化による企業価値の向上、(4) 一人ひとりが活躍できる組織風土の醸成、(5) AIの積極的活用とIT化の推進、(6) さらなる経営基盤の強化）に挑戦することにより、社会からの存在感をさらに高め、特長のある製品をグローバルに展開することで、目指すべき姿である「ヘルスケア分野で存在意義のある会社」として、世界における存在感を高めることを目指してまいります。

医薬品事業では、注力する4領域（泌尿器科、血液内科、難病・希少疾患、婦人科）を中心として治療ニーズが満たされていない疾患領域を主なターゲットに、病気で困っている患者様の福音となる高品質で特長のある医薬品を提供してまいります。研究開発においては創薬技術の新規モダリティを視野に入れた自社創薬、導入、プロダクト・ライフサイクル・マネジメント（PLCM）により、研究開発パイプラインの充実を図るとともに、継続的に市場へ新製品を投入していきます。販売については、製品の多様化や創薬技術の高度化に対応し、必要としている患者様に医師などの医療関係者を通じて、医薬品とその情報を適切に届けることで製品価値の最大化を目指していきます。国内医薬品事業については医療提供体制の変化への対応と、エリアマーケティングの強化により、新製品の早期市場浸透を図っていきます。海外医薬品事業については米国子会社を米国の事業拠点とし、デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤「NS-065/NCNP-01」とそれに続く核酸医薬品の販売体制を構築していきます。また、欧州、中国などについては各国の状況に応じて最適な展開の方法を選択し事業の拡大を図ります。サプライチェーンにおいては、製品や原薬のグローバル展開に伴い、サプライチェーン・信頼性保証体制のグローバル化の推進とグローバル供給体制を構築していきます。

機能食品事業では、製薬企業としての高い技術力を活かし、注力4分野（健康食品素材、品質安定保存剤、プロテイン製剤、サプリメント）を中心として、市場ニーズに応える高付加価値製品を市場へ投入していきます。

グループの人事政策については、「特長のある製品は個性あふれる人材から」との考えから、性別、国籍、文化などの区別なく、従業員の多様性を尊重し、個性を活かして前向きにチャレンジする機会を提供することで、一人ひとりが活躍し、成長する組織風土の醸成を目指します。

第六次5ヵ年中期経営計画は、持続的な成長を支える強固な経営基盤の構築を成し遂げるために、本計画を他社との違いを明確にし、さらなる独自性を追求するためのシナリオと位置付けました。全社員がこれまでの仕事の進め方や考え方にとらわれず、一人ひとりが自らの壁を乗り越えて『6つの取り組み』に果敢に挑戦することで、目指すべき姿の実現に向けて邁進してまいります。

第六次5ヵ年中期経営計画の最終年度である2024年3月期に売上高1,500億円、営業利益400億円、親会社株主に帰属する当期純利益300億円、EPS（1株当たり当期純利益）445円、ROE（自己資本利益率）については第六次5ヵ年中期経営計画の期間を通じて10%以上を目指します。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	2016年度 第154期	2017年度 第155期	2018年度 第156期	2019年度 第157期 (当連結会計年度)
売上高	98,781百万円	101,448百万円	114,716百万円	116,637百万円
経常利益	16,244百万円	17,451百万円	21,540百万円	22,442百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	11,749百万円	12,953百万円	16,302百万円	16,866百万円
1株当たり当期純利益	174.42円	192.31円	242.04円	250.42円
総資産	150,905百万円	155,887百万円	168,763百万円	175,017百万円
純資産	114,316百万円	125,689百万円	135,190百万円	145,760百万円
1株当たり純資産	1,693.81円	1,862.54円	2,003.39円	2,160.11円

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 第156期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号）等を適用しており、第155期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	2016年度 第154期	2017年度 第155期	2018年度 第156期	2019年度 第157期 (当事業年度)
売上高	98,550百万円	101,221百万円	114,499百万円	116,260百万円
経常利益	15,310百万円	16,396百万円	20,422百万円	21,372百万円
当期純利益	11,180百万円	12,338百万円	15,667百万円	16,214百万円
1株当たり当期純利益	165.97円	183.19円	232.62円	240.74円
総資産	145,076百万円	148,793百万円	159,849百万円	165,293百万円
純資産	110,949百万円	121,736百万円	131,666百万円	139,721百万円
1株当たり純資産	1,647.18円	1,807.40円	1,954.84円	2,074.44円

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 第156期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)等を適用しており、第155期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シオエ製薬株式会社	30百万円	100%	医薬品、機能食品の製造
タジマ食品工業株式会社	50百万円	83.5%	医薬品、機能食品の製造
NSシェアードサービス株式会社	10百万円	100%	ビジネスサポート業務
NS Pharma, Inc.	US\$300千	100%	医薬品の導出入、臨床開発業務

(7) 主要な事業内容

医薬品および機能食品の製造、販売を主要な事業としております。

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	京都府	京滋北陸支店	京都府	東部流通センター	埼玉県
東京支社	東京都	大阪支店	大阪府	西部流通センター	大阪府
札幌支店	北海道	神戸支店	兵庫県	小田原総合製剤工場	神奈川県
東北支店	宮城県	中四国支店	広島県	北京事務所	中国
関越支店	群馬県	九州支店	福岡県	ロンドンオフィス	英国
東京支店	東京都	創薬研究所	京都府	NS Pharma, Inc.	米国
埼玉支店	埼玉県	東部創薬研究所	茨城県	シオエ製薬株式会社	兵庫県
千葉支店	千葉県	食品開発研究所	京都府	タジマ食品工業株式会社	兵庫県
横浜支店	神奈川県	山科植物資料館	京都府	NSシェアードサービス株式会社	京都府
名古屋支店	愛知県				

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減数
2,026名	75名増

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,793名	32名増	41.0歳	17.8年

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
(2) 発行済株式の総数 70,251,484株 (うち自己株式 2,897,768株)
(3) 株主数 5,025名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	6,486千株	9.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,014千株	7.44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,786千株	5.62%
株式会社三菱UFJ銀行	3,315千株	4.92%
株式会社京都銀行	3,090千株	4.59%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	2,847千株	4.23%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,394千株	3.56%
日本生命保険相互会社	2,082千株	3.09%
CHASE NOMINEES RE JASDEC TREATY CLIENT A/C (GENERAL)	1,269千株	1.88%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,123千株	1.67%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (2,897,768株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第三位を四捨五入して表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
前川 重信	代表取締役社長	該当事項はありません。
松浦 明	常務取締役 研究開発担当	該当事項はありません。
佐野 省三	常務取締役 営業担当	該当事項はありません。
齋藤 均	取締役 サプライチェーン・信頼性保証担当	該当事項はありません。
小林 健郎	取締役 機能食品担当	該当事項はありません。
高谷 尚志	取締役 CSR・経営管理担当	該当事項はありません。
枝光 平憲	取締役 経営企画担当	該当事項はありません。
中井 亨	取締役 国際事業担当	該当事項はありません。
杉浦 幸雄	取締役	該当事項はありません。
坂田 均	取締役	弁護士 御池総合法律事務所 京セラ株式会社 社外監査役
櫻井 美幸	取締役	弁護士 花水木法律事務所
和田 芳直	取締役	大阪母子医療センター 非常勤医師
向井 英也	常勤監査役	該当事項はありません。
松浦 守生	常勤監査役	該当事項はありません。
近藤 剛史	監査役	弁護士 近藤総合法律事務所 泉州電業株式会社 社外取締役
丸山 澄高	監査役	税理士 丸山澄高税理士事務所 ユニチカ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 杉浦幸雄氏、坂田均氏、櫻井美幸氏、和田芳直氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 近藤剛史氏、丸山澄高氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 杉浦幸雄氏、坂田均氏、櫻井美幸氏、和田芳直氏および監査役 近藤剛史氏、丸山澄高氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 丸山澄高氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

当該事業年度に係る報酬等の総額

取締役12名 443百万円（うち社外4名 38百万円）

監査役6名 53百万円（うち社外3名 19百万円）

(注) 当社取締役で使用人を兼務するものはおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
杉浦 幸雄	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、薬学者としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
坂田 均	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
櫻井 美幸	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
和田 芳直	2019年6月就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席し、医師としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
近藤 剛史	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会16回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
丸山 澄高	2019年6月就任以降に開催された取締役会10回、監査役会12回すべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう各社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 他の法人等の業務執行者または社外役員等との重要な兼職に関する事項

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係
坂田 均	弁護士 御池総合法律事務所 京セラ株式会社 社外監査役	記載すべき事項はありません。
櫻井 美幸	弁護士 花水木法律事務所	記載すべき事項はありません。
和田 芳直	大阪母子医療センター 非常勤医師	記載すべき事項はありません。
近藤 剛史	弁護士 近藤総合法律事務所 泉州電業株式会社 社外取締役	記載すべき事項はありません。
丸山 澄高	税理士 丸山澄高税理士事務所 ユニチカ株式会社 社外監査役	記載すべき事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	46百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
合 計	46百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部門および会計監査人から入手した資料に基づき、会計監査人による前事業年度の監査計画と実績、監査時間と監査報酬の推移を確認し当該事業年度の監査時間および報酬見積りの妥当性を検討した結果会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 46百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、またはその他会計監査人の変更の必要があると判断した場合には、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は本議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

5. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの構築に関する基本方針

- 1) 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業活動で最優先すべき規範となる日本新薬グループ行動規範を遵守するとともに、日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程に基づき、コンプライアンスを推進する。
 - ② 取締役の職務執行状況は、監査役監査基準に基づき、監査役の監査を受ける。
 - ③ 内部監査部門が定期的に内部監査を実施する。
 - ④ コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用する。
- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令もしくは社内規程等に基づき、適切に保存および管理する。
 - ② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
 - ③ 必要に応じて取締役および監査役が常時閲覧・謄写することができる体制を確保する。
- 3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 日本新薬グループリスクマネジメント基本規程に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。
 - ② 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針および対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
- 4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役および各業務執行取締役並びに各執行役員は、業務分掌並びに取締役規程および執行役員規程に基づき、業務の執行を行う。
 - ② 取締役会は、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、緊急に意思決定を要する場合等必要に応じて、法令および定款その他社内規則に基づき、書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
 - ③ 取締役会において、中期経営計画および各事業年度の計画を策定し、日本新薬グループ全体の目標を設定し、執行体制を確保する。
- 5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - I. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① グループ会社管理規程において子会社に対して報告を求める事項および責任者を定めており、これを適切に運用する。
 - ② 必要に応じて、子会社の取締役は当社の取締役会において報告、説明を行う。

- II. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 日本新薬グループリスクマネジメント基本規程に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。
 - ② 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針および対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
- III. 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① グループ会社管理規程に基づき、すべての子会社を統括的に管理する統括管理責任者の指示に従い、子会社全体の統括管理部門が子会社全体を統括的に管理するとともに、子会社毎に定められた管理部門等により、当該子会社の業務全般を統括的に管理する。
 - ② 取締役会規則に基づき、定例又は臨時に開催する取締役会において子会社に関する重要事項を決議する。
- IV. 当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 日本新薬グループ行動規範の遵守を周知徹底させる。
 - ② 日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程に基づき、コンプライアンスを推進する。
 - ③ コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用する。
 - ④ グループ会社管理規程に基づき、内部監査部門は内部監査規程を踏まえ、必要に応じて子会社に対して内部監査を実施する。
- 6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- I. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、その職務内容に応じた能力を有する従業員を配置する。
- II. 当社の監査役の職務を補助する従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助する従業員は取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。
 - ② 当該従業員の人事異動・考課については、予め監査役会の同意を要する。
- III. 当社の監査役への報告に関する体制
- ① 代表取締役および業務執行取締役は、監査役に対し、取締役会等の重要な会議において、適宜その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ② 当社の取締役および従業員並びに当社子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役が必要とする情報を提供する。また、当社の監査役が必要に応じて報告を求めた場合はこれに協力する。

IV. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととし、これを周知徹底させる。

V. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が職務の執行に関する費用の前払又は償還を請求した場合は、適切に対応する。
- ② 監査計画に応じて、監査職務の執行に関連する情報収集、研鑽、図書などに係る費用について予算化し確保する。

VI. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
- ② 監査役会は、内部監査部門と緊密な連携をとることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1) 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス統括責任者により選任された委員を構成員とするコンプライアンス推進会議および業務執行取締役を構成員とするCSR委員会を開催し、当社グループのコンプライアンスの実践状況、方針・計画を確認、審議しています。また、全従業員を対象としたコンプライアンス部門研修、行動規範研修、経営陣を含む階層別研修等を実施しています。取締役の職務実行状況および従業員の業務執行状況については、監査役監査基準に基づく監査役による監査または内部監査計画に基づく内部監査部門による監査を受けています。さらに、コンプライアンス違反の通報（相談）窓口として、内部通報制度（ほっとライン：社内外に設置）を運用しており、通報（相談）案件を半期毎に取締役会に報告することとしています。

2) 当社の取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「会社法」等の法令や「情報取扱管理規程」に則って情報を適切に保存・管理しており、監査役監査基準に基づく監査役による監査を受けています。また、取締役および監査役より資料閲覧等の要望があった場合はそれに応じる体制を確保しています。

3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、グループ全体を対象とした重要リスクや各部門を対象とした部門特有の重要リスクを設定し、当該リスクに対するアクションプランを策定し、実行しています。また、各リスクに対する予防策や当該リスクが顕在化した時の対応策等をリスク管理シートとしてリスク毎に取り纏め、適時見直しを行っています。

4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を月1回実施しました。また、中期経営計画に則り策定された事業年度計画および日本新薬グループ全体の目標について、その進捗を四半期毎に取締役会において確認しました。

5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」に基づき、すべての子会社を統括的に管理する当社の取締役（統括管理責任者）は子会社全体の経営状況の概要等を、各子会社を個別に管理する当社の取締役（管理責任者）は担当する子会社の経営状況および管理状況等を、それぞれ四半期毎に、また、子会社取締役は進捗状況を適宜に当社の取締役会にて報告しました。コンプライアンス研修およびリスクマネジメントについては、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」および「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、適正に実施しています。また、コンプライアンス違反の通報（相談）窓口として、内部通報制度（ほっとライン：社内外に設置）を運用しています。さらに、業務の適正確保のため、内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、監査を実施しています。

6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役および業務執行取締役は、監査役が出席している取締役会において業務執行状況を報告しています。取締役および従業員並びに当社子会社の取締役、監査役および従業員は、監査役の求めに応じ必要とする情報を提供し、協力しています。また、監査に必要な経費については予算化して確保しています。さらに、「日本新薬グループ内部通報制度運用規程」に基づき、当監査役に報告した者に対して不利な取扱いを行わないことを周知しています。なお、代表取締役と監査役会が2回の意見交換会を実施したほか、監査役会と内部監査部門において、監査連絡会を毎月実施しました。

(3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係の保持が重要であり、これらのステークホルダーの利益に十分に配慮した経営が必要であると考えております。当社としては、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、上記の視点が重要であると考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

② 取組みの具体的な内容の概要

・会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する具体的な取組み

当社は社会から信頼され、ヘルスケア分野で存在意義のある企業集団を目指しており、医薬品事業、機能食品事業ともに着実に事業を展開・拡大し、企業価値を高める事業活動を推進しています。

更に、コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンス体制の整備、内部統制システムの強化、環境対策等あらゆる企業価値向上、株主共同の利益の確保に資する施策に取り組んでおります。

・基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合、当該大規模買付を行おうとする者に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて株主の皆様に対して当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他の関係法令並びに当社定款の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2007年6月に開催された当社定時株主総会で「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入を株主の皆様にご承認いただき、2010年6月および2013年6月の当社定時株主総会で株主の皆様にご承認をいただいておりますが、2016年6月に開催された当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しております。

③ 具体的な取組みについての取締役会の判断およびその理由

上記②に記載した各取組みは、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値の向上に資するとともに、大規模買付行為が行われた場合において最終的な判断権者たる株主の皆様への適切な判断を可能にするものであることから、当社取締役会は、上記②に記載した各取組みが、①に記載した基本方針に沿うものであり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的のものであるとともに、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	121,925	流動負債	24,965
現金及び預金	36,005	支払手形及び買掛金	11,213
受取手形及び売掛金	40,947	未払金	5,730
電子記録債権	575	未払費用	1,498
有価証券	11,109	未払法人税等	2,081
商品及び製品	15,179	未払消費税等	338
半製品	4,244	賞与引当金	2,994
仕掛品	374	その他	1,108
原材料及び貯蔵品	10,096	固定負債	4,290
その他	3,392	繰延税金負債	9
貸倒引当金	△0	退職給付に係る負債	3,956
		その他	324
固定資産	53,091	負債合計	29,256
有形固定資産	20,944	(純資産の部)	
建物及び構築物	9,119	株主資本	140,032
機械装置及び運搬具	2,758	資本金	5,174
工具、器具及び備品	1,301	資本剰余金	4,445
土地	7,459	利益剰余金	132,886
建設仮勘定	305	自己株式	△2,473
無形固定資産	546	その他の包括利益累計額	5,458
		その他有価証券評価差額金	6,929
投資その他の資産	31,600	繰延ヘッジ損益	7
投資有価証券	18,909	為替換算調整勘定	△3
繰延税金資産	1,726	退職給付に係る調整累計額	△1,475
長期前払費用	8,631	非支配株主持分	269
その他	2,332	純資産合計	145,760
資産合計	175,017	負債・純資産合計	175,017

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		116,637
売上原価		53,155
売上総利益		63,481
販売費及び一般管理費		41,813
営業利益		21,668
営業外収益		
受取利息及び配当金	574	
その他の営業外収益	1,024	1,599
営業外費用		
支払利息	2	
その他の営業外費用	822	824
経常利益		22,442
税金等調整前当期純利益		22,442
法人税、住民税及び事業税	4,732	
法人税等調整額	821	5,553
当期純利益		16,888
非支配株主に帰属する当期純利益		22
親会社株主に帰属する当期純利益		16,866

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	114,923	流動負債	23,591
現金及び預金	29,660	買掛金	11,291
受取手形	16	未払金	5,510
電子記録債権	575	未払費用	1,271
売掛金	40,803	未払法人税等	1,884
有価証券	10,999	未払消費税等	274
商品及び製品	14,223	預り金	327
半製品	4,244	賞与引当金	2,900
仕掛品	321	その他	132
原材料及び貯蔵品	9,973	固定負債	1,980
前払金	3,255	退職給付引当金	1,679
その他	848	その他	301
固定資産	50,369	負債合計	25,572
有形固定資産	19,634	(純資産の部)	
建物	7,937	株主資本	132,783
構築物	315	資本金	5,174
機械及び装置	2,477	資本剰余金	4,445
車両運搬具	56	資本準備金	4,438
工具、器具及び備品	1,208	その他資本剰余金	6
土地	7,343	利益剰余金	125,637
建設仮勘定	294	利益準備金	1,293
無形固定資産	492	その他利益剰余金	124,343
ソフトウェア	437	配当準備積立金	800
その他	55	固定資産圧縮積立金	2,189
投資その他の資産	30,242	別途積立金	71,470
投資有価証券	18,316	繰越利益剰余金	49,883
関係会社株式	129	自己株式	△2,473
長期貸付金	60	評価・換算差額等	6,937
長期前払費用	8,631	その他有価証券評価差額金	6,929
繰延税金資産	940	繰延ヘッジ損益	7
投資不動産	1,711	純資産合計	139,721
その他	452	負債・純資産合計	165,293
資産合計	165,293		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		116,260
売上原価		53,868
売上総利益		62,392
販売費及び一般管理費		41,997
営業利益		20,395
営業外収益		
受取利息及び配当金	810	
その他の営業外収益	913	1,724
営業外費用		
支払利息	2	
その他の営業外費用	744	747
経常利益		21,372
税引前当期純利益		21,372
法人税、住民税及び事業税	4,320	
法人税等調整額	838	5,158
当期純利益		16,214

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

日本新薬株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 玉井 照久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田中 賢治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本新薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本新薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

日本新薬株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 玉井 照久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田中 賢治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本新薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

ただし、2019年6月27日に監査役に就任いたしました松浦守生（常勤監査役）並びに丸山澄高（社外監査役）は、就任前の期間における監査事項につき、在任監査役より説明を聞くとともに、取締役等および会計監査人より報告を受け、監査いたしました。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的に実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、グループ監査の観点から各子会社の監査役と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、取締役および使用人から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

日本新薬株式会社 監査役会

常勤監査役 向 井 英 也 ㊟

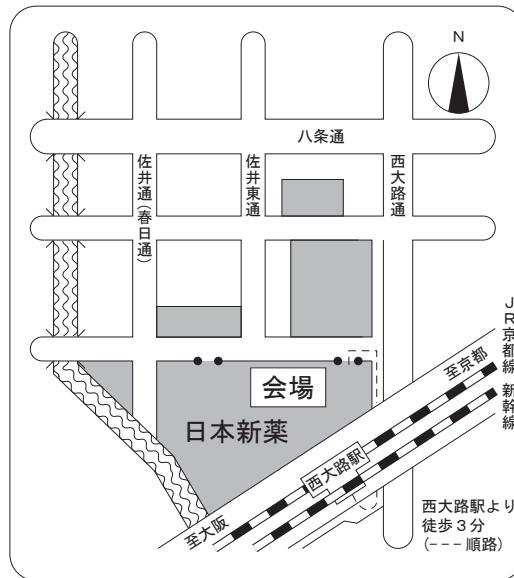
常勤監査役 松 浦 守 生 ㊟

社外監査役 近 藤 剛 史 ㊟

社外監査役 丸 山 澄 高 ㊟

以 上

株主総会会場のご案内



お土産の配布は昨年より取りやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。